二　次に掲げる場合において、在所者がその費用を負担することができないとき。

イ　在所者が次に掲げる者と面会等をする場合

(1)　在所者の保護者等

(2)　婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため面会をすることが必要な者

(3)　在院中在所者について、その更生保護に関係のある者その他の面会によりその改善更生に資すると認められる者

ロ　在所者が次に掲げる信書の発受をする場合

(1)　在所者の保護者等との間で発受する信書

(2)　婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

(3)　在院中在所者について、その更生保護に関係のある者との間で発受する信書その他の信書の発受によりその改善更生に資すると認められる信書

第十二章　救済の申出等

（申出書の記載事項等）

第六十条　法第百九条の書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申出をする者の氏名及び生年月日

二　申出をする者が収容されている少年鑑別所の名称

三　申出に係る処遇が行われた少年鑑別所の名称

四　申出に係る処遇の内容

五　申出の理由

六　申出の年月日

2　法第百九条の規定による申出をする者は、退所した後に法第百十六条の規定による通知（以下「処理結果通知」という。）を受けるには、法第百九条の書面への記載その他法務大臣が定める方法により、退所した後に処理結果通知を受けることを希望する場所を法務大臣に届け出なければならない。

第六十一条　法第百十条第一項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前条第一項第一号及び第三号から第六号までの事項

二　申出をする者の住所又は居所

三　申出をする者が退所した年月日

2　法第百十条第一項の規定による申出をする者が、前項第二号の住所又は居所以外の場所で処理結果通知を受けることを希望するときは、書面により当該場所を法務大臣に届け出るものとする。

3　法第百十条第一項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における法第百十条第一項の規定による申出の期間の計算については、送付に要した日数は算入されない。

第六十二条　法第百九条又は第百十条第一項の書面（次条において「申出書」という。）には、救済の申出をする者が指印し、又は押印しなければならない。

（不備の補正）

第六十三条　法務大臣は、申出書の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（法務大臣による少年鑑別所の長の措置の停止）

第六十四条　法務大臣は、救済の申出の内容がその申出をする者に対する法第百十五条第一項各号に掲げる少年鑑別所の長の措置に係るものである場合において、必要があると認めるときは、その措置を停止することができる。

（処理結果通知）

第六十五条　在所者に対する処理結果通知は、法第百十四条の規定による処理の結果（法第百十五条第一項の規定による法務大臣の措置を含む。次項及び次条第二項において「処理結果」という。）を記載した書面を少年鑑別所の長に送付し、少年鑑別所の長にこれをその救済の申出をした者に交付させることにより行うものとする。ただし、救済の申出の内容がその申出をした者に対する法第百十五条第一項各号に掲げる少年鑑別所の長の措置又は法第百十条第一項第四号から第六号までに掲げる少年鑑別所の職員による行為に係るもの以外のものであるときは、少年鑑別所の長又はその指名する少年鑑別所の職員に口頭で行わせることができる。

2　退所した者に対する処理結果通知は、処理結果を記載した書面をその者が第六十条第二項若しくは第六十一条第二項の規定により届け出た場所又は同条第一項第二号の住所若しくは居所に送付することにより行うものとする。

（保護者等に対する通知）

第六十六条　少年鑑別所の長は、在所者が救済の申出をしたときは、速やかに、その旨をその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

2　少年鑑別所の長は、在所者に対する処理結果通知が行われた場合において、前項の規定による通知を受けた者から処理結果について通知を受けたい旨の申出があったときは、その者にその処理結果を通知するものとする。ただし、在所者の同意がないとき又は在所者が退所したときは、この限りでない。

（準用）

第六十七条　前条の規定は、在所者が監査官に対する苦情の申出をした場合について準用する。

第十三章　死亡

（死亡の通知）

第六十八条　法第百二十九条の規定による通知は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一人の者に対して行うものとする。ただし、交付すべき遺留物又は発受禁止信書等がある場合において、通知を受けた者がその交付を申請しない旨の意思を表示したときは、同順序に従い、その者と同順位又は下位の順位にある他の者のうち、先順位にある一人の者に対しても行うものとする。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　祖父母

五　兄弟姉妹

六　第三十三条第二号に掲げる者

七　第三十三条第三号に掲げる者

八　第三十三条第四号に掲げる者

2　次の各号に掲げる在所者が死亡した場合には、少年鑑別所の長は、当該各号に定める者に対し、前項に定めるところにより法第百二十九条の規定による通知を行うべき場合以外の場合においても、その旨を通知しなければならない。

一　保護者がいる在所者　在所者の死亡の当時その保護者であった者

二　外国の国籍を有する在所者　第三十三条第四号に掲げる者